

下関市立大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための危機対策方針

2020年6月24日

学生、教職員、保護者、地域のみなさまへ

公立大学法人 下関市立大学
理事長 山村 重彰
下関市立大学
学長 川波 洋一

新型コロナウイルス感染症については、国内で感染が継続して確認されている地域もありますが、国の基本的対処方針を踏まえ、山口県では特定の地域を指定した移動の自粛要請は行わないこととし、再び感染を拡大させることなく、社会経済活動の回復に向け取り組んでいくこととなりました。

これを受け、本学では引き続き感染予防には十分な配慮の上、施設の利用、学修上の規制、及び業務上の県外への移動を緩和します。

- ・ 春学期は遠隔授業による授業を原則とします。
- ・ 本学の学生に限り、引き続き学内の許可された施設の利用を認め、その利用の範囲を拡大します。学内利用の際には、必ずマスクを着用してください。
- ・ 一般の方の施設利用、貸出については、引き続き制限を行います。
- ・ 遠隔授業の受講にあたり、受講環境が整わない学生を対象に、学内パソコン実習室の利用を感染予防の配慮などの一定条件のもとで認めます。
- ・ キャリアセンターは、感染予防に十分配慮の上、学生の就職活動を積極的に支援します。
- ・ 附属図書館は、感染予防に配慮しつつ、教育研究が円滑に行われるよう図書館業務を行います。
- ・ 相談支援センターは、感染予防に配慮しつつ、相談業務を行います。
- ・ 学内への立ち入りにあたっては、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状のある者の立ち入りは認めません。
- ・ 部活動やサークル活動は、引き続き禁止とします。
- ・ 教職員が業務のために行う出張は、県外への移動を伴うものを含め、移動先の情報を確認した上で、慎重に再開します。ただし、出張先の自治体の感染状況によっては認めないことがあります。
- ・ 学内会議については、引き続きオンライン会議やメール会議等の活用を継続します。ただし、対面での開催を要する場合は、議長が会議内容を精選して行うこととし、感染拡大を予防する措置を徹底します。

今後、コロナウイルス感染症の全国的、地域的発生状況を注視しつつ、大学における教育研究活動、業務運営の平常化にむけて段階的に規制を緩和していく予定です。引き続きコロナウイルス感染症の予防には十分に努めていただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、利用が認められる施設の詳細については、ホームページ等でお知らせいたします。

公立大学法人下関市立大学危機対策本部

電話 083-252-0288